

特定施設水道連結型スプリンクラーについて

平成 22 年 6 月 1 日

1 給水装置工事の事前協議について

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備には、消防法の規定により必要な事項がありますので、必ず消防設備士の指導の下に設置してください。
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合、給水方式及び口径にかかわらず全て事前協議を行うものとします。
- (3) 図面は 3 部提出してください。

2 設置基準について

- (1) 水道直結型スプリンクラー設備は、型式によらず給水装置の構造及び材質の基準に適合するものを設置してください。
- (2) 湿式の場合（設備内に常時、水が充填されているもの。 図 1 参照。）
 - ア 管末に給水栓を設けて停滞水のないように配管してください。（ループ配管は認めません。）
 - イ この場合の給水栓はなるべく使用頻度の高い水栓（トイレの洗浄水栓など）にしてください。
 - ウ スプリンクラーヘッドは、日常的に水が流れる配管に直接取り付けてください。
- (3) 乾式の場合（設備内に平時は水が充填されていないもの。 図 2 参照。）
 - 給水管からの分岐点に、停滞水が逆流しないように逆止弁を設置してください。
- (4) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、直結増圧式で給水する建物にも設置できます。
- (5) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与えるおそれのある場合は、防露措置を行ってください。
- (6) 既存の給水装置の給水方式が直結式で、特定施設水道連結型スプリンクラーを消火用水槽方式で設置する場合、その分岐点に停滞水が逆流しないように逆止弁を設置してください。（ 図 3 , 4 参照 ）
- (7) 消火用水槽式スプリンクラーについては、同一敷地内若しくは隣接する土地で、複数の建物に 1 つのスプリンクラー設備でまかなう事は可能とする。それぞれの建物に給水装置が設置してある場合でも同様とする。ただし、事前に消防局とも協議を行い承諾をもらうこと。（ 図 5 参照 ）
 - 1 つのタンクで受水槽と消火用水槽を兼ねる場合は適用しない。

3 申請について

特定施設水道連結型スプリンクラー設備を含む物件の申請に当たっては、誓約書を添付してください。

図 1

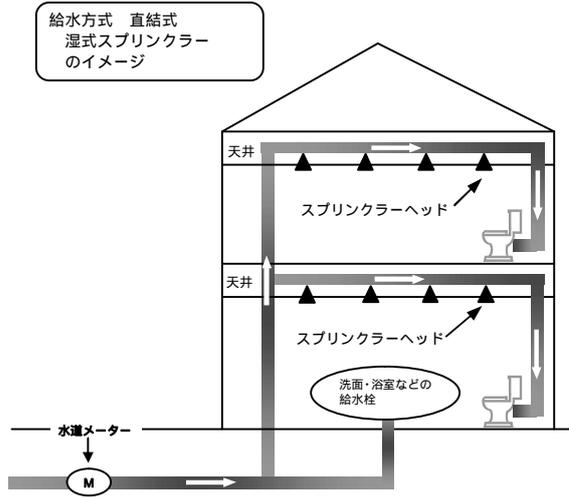


図 2

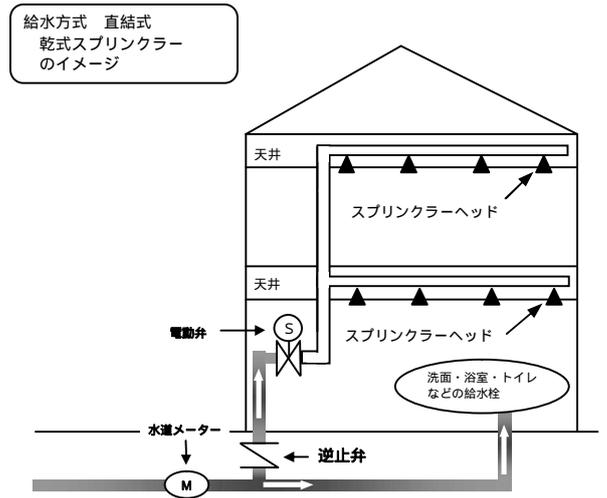


図 3

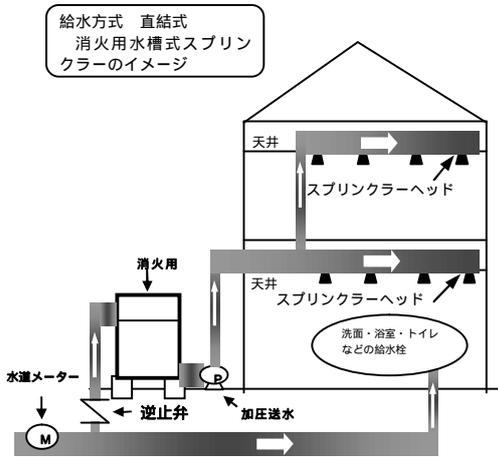


図 4

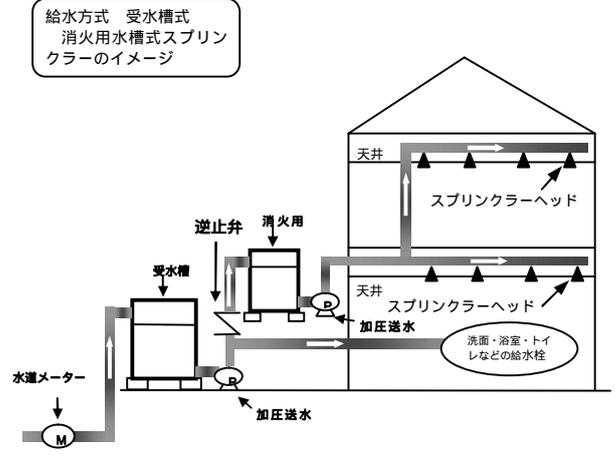


図 5

